

## 第2節 ケアマネジメントの充実

介護保険制度が利用者本位の仕組みとして適切に機能していくためには、介護支援専門員（ケアマネジャー）の役割は極めて大きいものがあります。

しかしながら、現状では、介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質や力量、ケアマネジメントを取り巻く環境などについて、様々な課題も指摘されています。

都は、平成13年度から、東京都介護支援専門員支援会議を設置し、介護支援専門員が質の高いケアマネジメントを実現するための支援策について検討し、実施しています。

また、平成18年4月の介護保険制度改正によるケアマネジメントの見直しに的確に対応するとともに、福祉と保健・医療の連携の推進や、適正なケアプランの普及を促進し、ケアマネジメントの充実に向けた取組を引き続き推進していきます。

### 1 ケアマネジメントにおける福祉と保健・医療の連携

介護保険制度において、福祉サービスと保健・医療サービスが総合的・一体的に提供されるためには、介護支援専門員（ケアマネジャー）とかかりつけ医（主治医）などの多職種による連携・協働が重要ですが、「多忙等のため互いに相談を行う時間が持てない」「利用者の状況についての情報を共有できない」などの課題が指摘されています。

こうしたことから都は、介護支援専門員（ケアマネジャー）と医師が相談を行う時間帯（ケアマネタイム）の設定や、情報提供様式、在宅介護連絡ノートなどの連携ツールを開発してきました。今後も、東京都医師会、各地区医師会及び区市町村の協力の下、ケアマネジメントにおける福祉と保健・医療の連携を強化していきます。

### 2 適正なケアプランの普及

介護支援専門員（ケアマネジャー）に対する個別の相談を通じた支援や、ケアプラン評価の実施などを行う地域包括支援センターの包括的・継続的ケアマネジメント事業の円滑な実施に向けた支援を通じて、ケアプラン作成技術の向上を図ります。

#### 【主な施策】

##### ● 東京都介護支援専門員支援会議〔福祉保健局〕

介護保険事業の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの普及・向上を図るため、「東京都介護支援専門員支援会議」において、介護保険制度の要である介護支援専門員に対する具体的な支援方策について引き続き検討し、実施します。

##### ● 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業【新規】〔福祉保健局〕

地域包括支援センターが実施する包括的・継続的ケアマネジメント事業が円滑に行われるよう、困難事例の対応策の検証を行います。

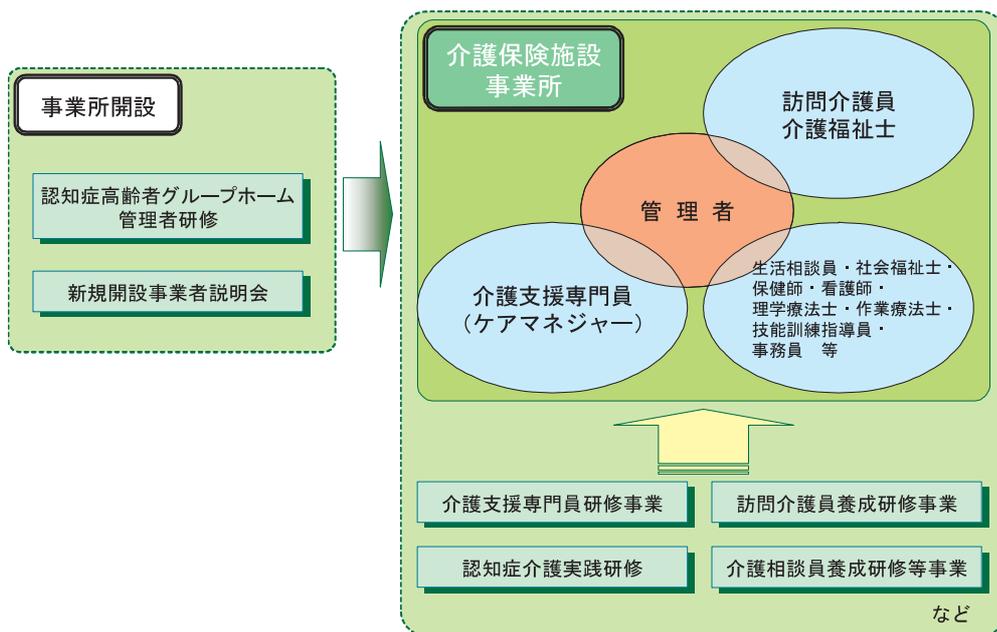
### 第3節 介護人材の育成

介護サービスは人が人を相手として行うものであり、人材の質がサービスの質を大きく左右します。介護サービスの質を向上させていくためには、その担い手である人材の専門性の一層の向上を図るとともに、新しい介護ニーズに対応した専門的人材の養成・確保を行うことが重要です。

介護サービスの分野においては、多様な事業者の参入が進んでおり、「競い合い」による介護サービスの質の向上を図っていく観点からも、事業者が自ら提供するサービスの特性に応じた人材を確保していくとともに、人材の専門性の向上に積極的に取り組んでいくことが求められます。

都は、こうした事業者の取組への支援や広域的な介護サービスの基盤整備を図っていく観点から、現任の介護人材に対する研修を通じて専門性の向上を図るとともに、介護予防ケアマネジメントなどの新たな仕組みを支える専門的人材の育成や、認知症高齢者対策などの新たな政策課題へ適切に対応する専門的人材の養成を行うことにより、介護サービスの質の確保・向上を図ります。また、介護人材を含めた今後の効果的な福祉人材対策の在り方を検討し、実施していきます。

#### <高齢福祉分野における主な研修体系>



## 1 介護予防ケアマネジメント人材の育成

介護予防ケアマネジメントを担う保健師及び介護支援専門員(ケアマネジャー)には、介護予防の観点からのアセスメント、介護予防プランの作成、介護予防の効果を検証するためのモニタリングなどの専門的な知識や技術が必要となります。

都は、各種の研修を実施することを通じて、介護予防ケアマネジメントを担う人材の育成を図ります。

### 【主な施策】

- **介護予防（地域支援事業）従事者研修[介護予防普及・定着促進事業]【新規】【再掲】〔福祉保健局〕**

介護予防を企画・実施・指導する職員などを養成するため、区市町村及び区市町村から委託を受けた事業者を対象に、研修を実施します。

- **地域包括支援センター職員研修事業【新規】【再掲】〔福祉保健局〕**

地域包括支援センターに配置される職員に対して、介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護などが円滑に実施できるよう研修を行います。

- **新予防給付ケアマネジメント研修【新規】【再掲】〔福祉保健局〕**

新予防給付のケアマネジメントを適切かつ効果的に実施できるよう、予防給付プラン作成に携わる居宅介護支援事業所の介護支援専門員（ケアマネジャー）等を対象に研修を実施します。

- **介護支援専門員実務研修〔福祉保健局〕**

介護支援専門員実務研修受講試験の合格者を対象に、介護支援専門員として必要な知識・技能を修得するための研修を実施します。さらに、今後は、介護予防ケアマネジメント等の新たな技法についての研修を加えるなど、内容を充実します。

- **介護支援専門員現任研修（専門課程・任意）【新規】〔福祉保健局〕**

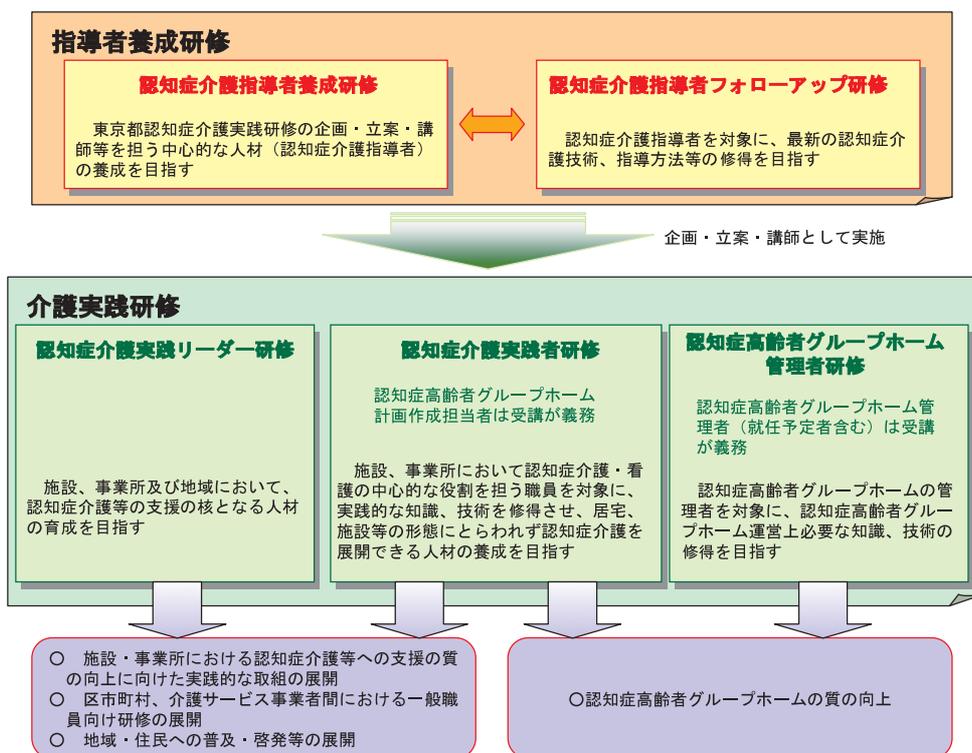
介護支援専門員（ケアマネジャー）の実務従事者に対し、ケアマネジメントや関連分野の知識・技能の修得に向けた現任研修を実施します。

## 2 認知症ケア人材の育成

認知症に関する研究やケアの実践は、近年急速に大きく進展してきたところであり、介護の現場においては、いまだ認知症についての最新の知識やケアの手法などが十分に浸透しているとはいえない状況にあります。

都は、介護サービス従事者やかかりつけ医（主治医）などを対象に、広く認知症に対する理解の促進を図るとともに、区市町村における認知症予防のための人材育成を支援していきます。

### <認知症介護研修の事業体系>



### 【主な施策】

#### ● 認知症地域医療支援事業【新規】【再掲】〔福祉保健局〕

高齢者の日常生活を地域で支えるかかりつけ医（主治医）に対して、認知症に関する対応力向上のための研修を都内全域で実施するとともに、かかりつけ医（主治医）をサポートする認知症専門医の養成を行います。

#### ● 認知症介護研修事業【再掲】〔福祉保健局〕

介護実務者及び指導的立場にある者に対し、認知症介護に関する専門的研修を実施し技術の向上を図ります。

#### ● 認知症予防のための支援事業【再掲】〔福祉保健局〕

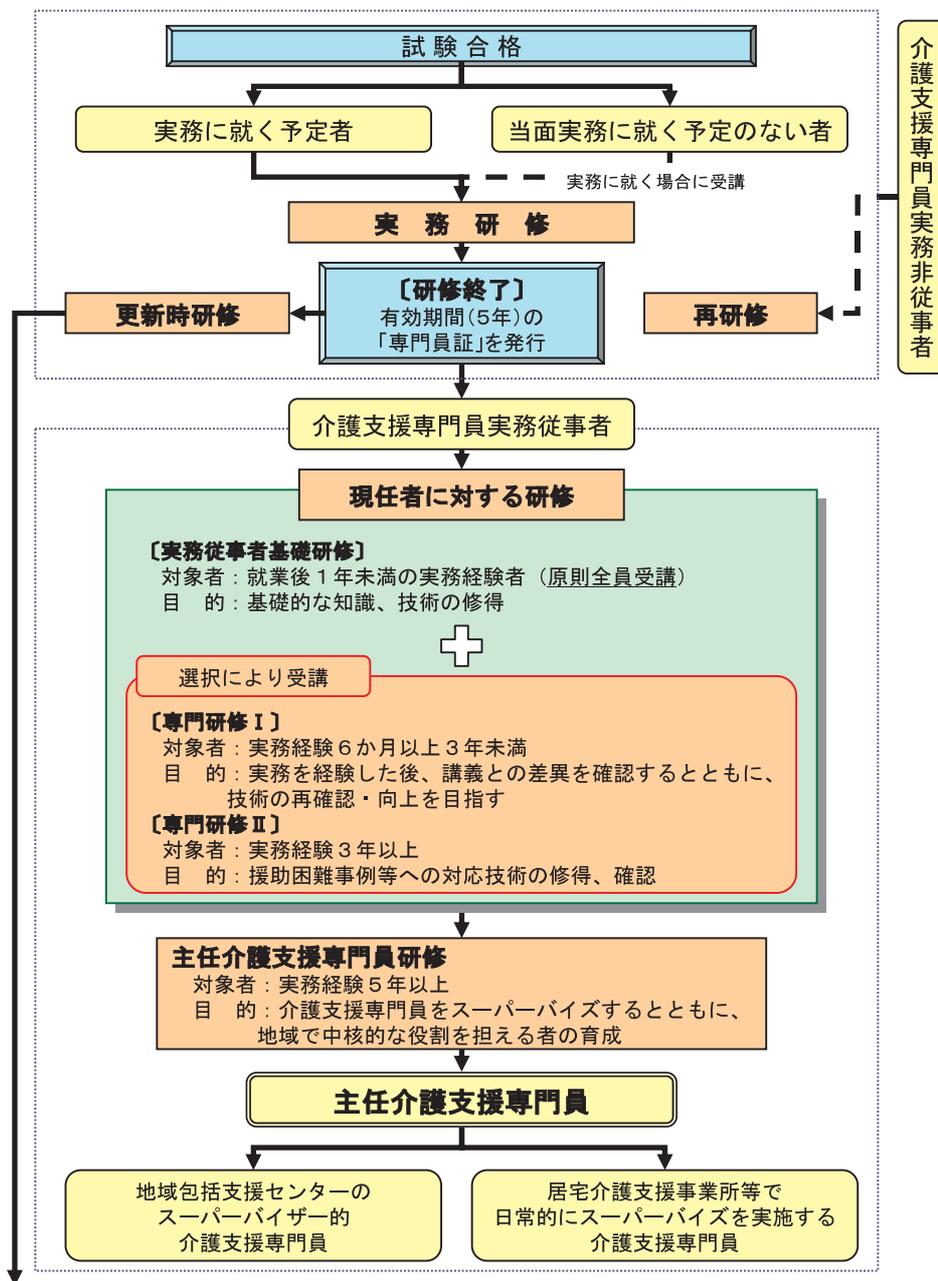
地域の認知症予防の中核となる人材の養成や技術的支援などを通じ、区市町村における認知症予防事業の早急な普及・定着を図ります。

### 3 介護支援専門員（ケアマネジャー）の育成

平成18年4月の介護保険制度改正により、ケアマネジメントの体系的な見直しが図られ、介護支援専門員（ケアマネジャー）についても資格の更新制が導入されるとともに、地域における中核的な役割を担う主任介護支援専門員が新たに創設されました。

都は、主任介護支援専門員の養成のための研修、現任の介護支援専門員に対する基礎的及び専門的な研修の実施を通じて、円滑な制度運営の要となる介護支援専門員の育成に努めます。

#### <介護支援専門員（ケアマネジャー）の資格・研修体系>



資料：厚生労働省公表資料に基づいて作成